

政策会議付議事案書 (平成31年1月31日)

提案課名 農産課

報告者名 内田 育 孝

事案名	秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて	有 資料 無
目的・必要性	<p>本市における鳥獣被害対策は、農家や生産組合をはじめ、猟友会、秦野市農協、県等の関係機関と連携し、防護柵による防除、わなや銃器による捕獲等の対策を講じているところですが、平成29年度の被害調査では、3年前の調査と比べ、金額ベースで36.1%被害が増加している状況です（被害金額22,309千円）。</p> <p>被害金額の増加要因の一つとして、捕獲後の埋設処理を担う農家、生産組合の高齢化や人員不足により、埋設処理が負担となり、十分にわなが活用できていない状況も生じており、捕獲後の埋設処理等を解決できる体制の構築が喫緊の課題となっています。</p> <p>国は、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」により、市町村における「鳥獣被害対策実施隊」の設置を推奨しており、本市においても、平成26年度から、市職員により「秦野市鳥獣被害対策実施隊」（以下「実施隊」という。）を組織して対応していますが、現在の状況を改善させるには至りません。</p> <p>そこで、現在の実施隊を見直し、猟友会員を主な隊員とする新たな実施隊を組織して、捕獲後の埋設処理等を支援することで農家等が設置するわなを十分に機能させるとともに、実施隊による銃器捕獲を推進し、被害対策を強化する必要があります。</p> <p>この実施隊の見直しに当たり、同法の規定により、市職員以外の実施隊の隊員を非常勤職員として位置づける必要があるため、本条例の一部を改正するものです。</p>	
経過・検討結果	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年 4月 秦野市鳥獣被害対策実施隊設置要綱を施行 環境保全課及び農産課職員で構成する「実施隊」を組織 ・平成28年 9月 市議会第3回定例会一般質問において、猟友会員を実施隊に任命する必要性について質問あり（今後の検討課題として、猟友会と相談していく旨、答弁）。 ・平成29年 8月 神奈川県猟友会西秦野支部から会員を実施隊の隊員に任命すること等の要望を受理 ・平成29年10月 猟友会秦野支部及び西秦野支部、秦野市農協と埋設処理、及び実施隊に係る打合せ会を実施 ・平成29年12月 本市の猟友会支部会員を対象にアンケート調査を実施 (実施隊への参加意思 72.7% (56名/対象者77名)) 	

経過・検討結果	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年 4月 秦野市鳥獣被害防止計画を改定し、31年4月に猟友会会員を実施隊の隊員として任命することを目指す旨を規定した。 組織改正に伴い、実施隊の所管を農産課とした。 ・平成30年 5月 猟友会秦野支部、同西秦野支部、及び秦野市農協と打合せ会を実施（アンケート結果報告、他市事例について） ・平成30年 7月 猟友会秦野支部、同西秦野支部、及び秦野市農協と打合せ会を実施（実施隊の組織、活動、報酬について） ・平成30年 9月 市議会第3回定例会決算特別委員会（環境都市分科会）において、鳥獣捕獲後の埋設処理が農家の負担になっていることを理由に、農家が捕獲を躊躇している状況に関し、改善策についての要望あり。
決定等を要する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施隊の隊員として、市職員、猟友会員等を任命し、又は委嘱すること。 2 実施隊の隊員を本市の非常勤特別職職員として位置づけること（市職員として任命される隊員を除く。）。 3 委嘱する実施隊の隊員の定数を60名以内とすること。 4 非常勤特別職職員である実施隊の隊員の報酬を年額6,000円とすること。 5 本条例の一部改正案を平成31年第1回定例会に上程するとともに、条例の施行日を、平成31年4月1日とすること。
今後の取扱い	<p>平成31年2月 市議会第1回定例会に条例の一部改正議案を上程</p> <p>3月 実施隊に係る規則を制定、委嘱対象者への説明会を開催</p> <p>4月 実施隊の任命及び委嘱、現要綱の廃止、実施隊活動開始</p>

秦野市鳥獣被害対策実施隊に関する規則制定案要綱

1 趣旨

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき設置する秦野市鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）を設置し、その組織、職務等について必要な事項を定めることとします。

2 職務

実施隊の職務を次のとおり定めます。

- (1) 鳥獣の生息状況及び鳥獣による被害状況の調査に関すること。
- (2) 鳥獣の捕獲及び捕獲後の処理並びに追払いに関すること。
- (3) 鳥獣による人的被害の防止等を目的とした緊急出動に関すること。
- (4) 地域における被害防止対策等の普及指導及び助言に関すること。
- (5) 鳥獣被害防止柵の設置に関すること。
- (6) その他市長が実施隊の職務として必要と認めること。

3 隊員

実施隊の隊員について、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱するものとします。

- (1) 市の職員のうち市長が指名する者
- (2) 神奈川県猟友会秦野支部又は神奈川県猟友会西秦野支部の会員のうち、有害鳥獣駆除活動を経験したことがあり、防止計画に基づく被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者であって、神奈川県猟友会秦野支部長又は神奈川県猟友会西秦野支部長が推薦する者
- (3) 秦野市有害鳥獣対策協議会の委員のうち、防止計画に基づく被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者であって、秦野市有害鳥獣対策協議会会長が推薦する者

4 任期

- (1) 隊員の任期は、1年とし、再任は妨げないものとします。
- (2) 隊員が欠けた場合の補欠隊員の任期は、前任者の残任期間とします。

5 組織

- (1) 3の(2)及び(3)に係る隊員の定数人数を60名以内とし、実施隊に隊長

及び副隊長を1名置きます。

- (2) 隊長には鳥獣被害対策主管課長を充て、副隊長には鳥獣被害対策主管課長代理を充てることとします。

6 服務

- (1) 隊員が職務に従事したときは、日誌を作成し、速やかに市長に提出するものとします。
- (2) 隊員は、相互に密接な連絡を取り合い、協力するものとします。
- (3) 隊員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となる行為をしてはならないものとします。

7 解職

市長は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、解職することができることとします。

- (1) 自己の都合により退任を申し出たとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠っていると認めるとき。
- (3) 隊員としての適格性を欠いていると認めるとき。
- (4) 3の(2)及び(3)に規定する者でなくなったとき。

8 庶務

実施隊の庶務は、鳥獣被害対策主管課において処理することとします。

9 委任

規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めることとします。

議案第 号 秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項の規定により次に掲げる者（以下「特別職に属する者」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について定める。</p> <p>(1)－(80) (略)</p> <p><u>(81) 秦野市鳥獣被害対策実施隊の隊員</u></p> <p><u>(82) (略)</u></p> <p>(報酬の額)</p> <p>第2条 <u>前条第1号から第81号までに掲げる非常勤の職員の報酬の額は、別表第1のとおりとする。ただし、同表に掲げる非常勤の職員のうち、報酬額を日額で定めるものについて高度な知識、識見、資格等を有する者を委嘱する場合において、市長が特に必要と認めるときは、日額23,000円を超えない範囲内でその額を別に定めることができる。</u></p> <p>2 <u>前条第82号に掲げる非常勤の職員の報酬の額は、毎年度予算の定めるところによる。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項の規定により次に掲げる者（以下「特別職に属する者」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について定める。</p> <p>(1)－(80) (略)</p> <p><u>(81) (略)</u></p> <p>(報酬の額)</p> <p>第2条 <u>前条第1号から第80号までに掲げる非常勤の職員の報酬の額は、別表第1のとおりとする。ただし、同表に掲げる非常勤の職員のうち、報酬額を日額で定めるものについて高度な知識、識見、資格等を有する者を委嘱する場合において、市長が特に必要と認めるときは、日額23,000円を超えない範囲内でその額を別に定めることができる。</u></p> <p>2 <u>前条第81号に掲げる非常勤の職員の報酬の額は、毎年度予算の定めるところによる。</u></p>

別表第1 (第2条関係)

職名	報酬額
(略)	(略)
秦野市鳥獣被害対策実施隊の隊員	年額 6,000円

備考

1-3 (略)

別表第2 (第5条関係)

区分	鉄道賃及び船賃	航空賃	車賃	宿泊料 (1泊につき)	食卓料 (1泊につき)
条例第1条第1号から第81号までに掲げる職にある者	(略)				
条例第1条第82号に掲げる職にある者	(略)				

別表第1 (第2条関係)

職名	報酬額
(略)	(略)

備考

1-3 (略)

別表第2 (第5条関係)

区分	鉄道賃及び船賃	航空賃	車賃	宿泊料 (1泊につき)	食卓料 (1泊につき)
条例第1条第1号から第80号までに掲げる職にある者	(略)				
条例第1条第81号に掲げる職にある者	(略)				

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

シカ・イノシシに係る被害対策の体系図

資料 3

平成31年1月21日 農産課作成

	【30年度】	【31年度】	【32年度】	備 考
秦野市鳥獣被害防止計画 (計画期間 H30-32) ※ 被害調査については 3年毎にJAはだのと 連携して実施	【実績値】 平成28年度 被害金額 16,696千円 被害面積 46ha		【軽減目標値】 平成32年度 被害金額 11,130千円 被害面積 30ha	次回の改定事務 H32 計画期間 H33-35

【対策の概要】

1 (侵入防止)	広域獣害防護柵 県が設置、H17市に移管(全長約26km)	点検補修等の維持管理	点検補修等の維持管理	点検補修等の維持管理	県交付金(補助率1/2)の補助対象	
	地域防護柵	地区営農推進協議会を通じて、生産組合等の地域の要望に応じて、防護ネットを設置する(平沢小原、名古屋)。	地区営農推進協議会を通じて、生産組合等の地域の要望に応じて、防護ネットを設置する(約2km)。	地区営農推進協議会を通じて、生産組合等の地域の要望に応じて、防護ネットを設置する(約2km)。	・県交付金(補助率1/2)の補助対象 ・個人が設置する電気柵について農協の補助(1/2)あり	
2 (個体の捕獲)	銃器捕獲	農協の依頼	秦野支部	実施隊の組織化により、15万円の補助金削減	補助金再編(ハンター養成事業)の検討	県交付金(補助率1/2)の補助対象
		西秦野支部	実施隊の組織化により、15万円の補助金削減	補助金再編(ハンター養成事業)の検討		
	実施隊	※ 被害防止計画では、猟友会員を実施隊員として任命することについて、平成31年4月の実現を目指すことを記載		市が主体となり、被害状況を踏まえた調査、捕獲等を実施		・特別交付税措置(8割) → 報酬、事務費
	農家等によるわな捕獲	捕獲後の処理	秦野支部	農家、生産組合による埋設処理あり(埋設処理が負担となり「わな」が十分に機能していない) → 猟友会による捕獲個体の自家消費が少ない	実施隊により、捕獲後の処理を統一することで、「わな」を十分に機能させるとともに「わな」の効果的な配置の調査を実施する	JAはだのと連携し、「わな」の効果的な配置及び、「わな」の増加による捕獲増
西秦野支部			農家、生産組合による埋設処理ほぼなし → 猟友会による捕獲個体の自家消費が多い			
	処理施設の検討	処理施設の一例として 伊豆市が設置する「有害鳥獣処理装置」を視察予定(H31.2.1)	実施隊の活動開始に伴い、市内でのシカ・イノシシの捕獲状況の把握に努め、処理施設の必要性(頭数)の見極めに努める	処理を要する個体数の把握に基づく、処理施設(焼却、熱分解処理等)の検討		
	ジビエを含む捕獲個体の有効活用等	※ 被害防止計画では、ニホンジカ、イノシシについては、食品(ジビエ)として有効活用するため、加工施設のあり方や、飲食業等の市内でのニーズを踏まえた地域循環型の利活用の検討を記載。H30.7 伊勢原市の処理施設を視察。		・実施隊の有害駆除等により、シカ・イノシシの捕獲増加によるジビエ活用への検討 ・飲食業等、市内でのニーズ調査の実施	・ジビエ活用への検討や、ニーズ調査を踏まえた試食体験イベントの実施 ・事業主体や加工施設の整備を含む手法の検討	
3 (環境整備)	県かながわ鳥獣被害対策支援センターとの連携	今泉や平沢など、鳥獣被害対策が進んでいなかった地区にイノシシの出没が増加した状況を踏まえ、平成31年度に、「平沢小原」地区を重点取組地区とするよう意向調査票を提出(H31.1.18.県のヒアリング及び現地調査が実施された)	県かながわ鳥獣被害対策支援センターと連携した地域ぐるみの鳥獣被害対策を実施(予定)	県かながわ鳥獣被害対策支援センターと連携した地域ぐるみの鳥獣被害対策を実施(予定)		